

# 佐野ブランドキャラクター さのまる デザイン利用マニュアル

デザインを正しく使っていただくために  
必ずお読みください。



©佐野市

栃木県佐野市

# おやくそく

「さのまるのイラスト」および「さのまるの写真」に関する著作権・商標権等は佐野市に帰属します。

個人利用を除き、**必ず**佐野市に**事前申請**を行い、佐野市の承認を受けてください。

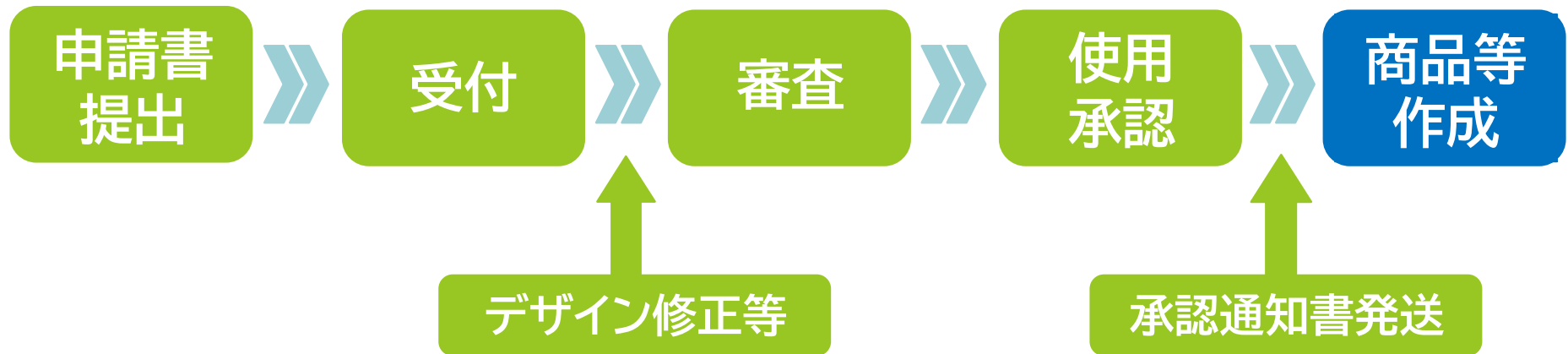


さのまる（商標登録第5487233号、第5616419号）

# ①申請手続きについて



## 申請～承認までの流れ



◎申請書の提出は、必ずデザインの**校了前**にご提出ください。

◎受付後、審査から使用承認まで約1週間～10日間程度かかります。緊急の対応は致しかねますのであらかじめご了承ください。

※ デザインに修正を要する場合や立体物の製作等サンプル確認が必要な場合など、申請内容によっては、使用承認までさらに期間を要することもあります。

# 申請時の必要書類について

1

佐野ブランド  
キャラクター  
使用申請書

\*申請書については  
8ページハ

2

製作する商品等の  
デザイン案や  
図案等

\*見本については  
9ページハ

3

立体物製作の場合、  
商品サンプル



必要な書類が全て整ったら・・・

**提出先**

下記まで郵送・メールまたは直接ご持参ください。

〒327-8501

栃木県佐野市高砂町1

佐野市広報ブランド推進課

TEL:0283-27-3012

E-mail:kohobrand@city.sano.lg.jp

# さのまるデザインの名称と著作権表示について

さのまるデザインの近くに、下記の表示例の通り、  
**さのまるの名称**と**著作権表示**を記載してください。

\* 下記は表示例です。文字の配置・サイズ等はこれらに限定しません。

さのまるのデザイン近くに表示できない場合は、**その他の箇所(例:商品タグ、説明書等)**に記載してください。



\* 著作権表示は  
下記2つのうちいずれかを記載してください。

・©佐野市  
・©sanocity

\* さのまるの名称

佐野ブランドキャラクターさのまる  
(または ・さのまる ・sanomaru)

# 佐野ブランドキャラクター使用申請書について

- 佐野ブランドキャラクター使用申請書は、さのまるオフィシャルホームページからダウンロードをお願いします。

<https://www.city.sano.lg.jp/sanomaru/>



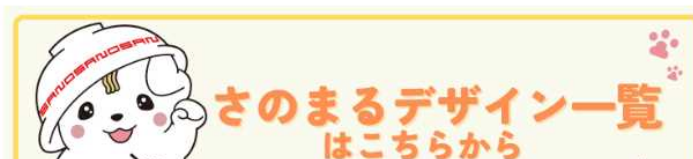
## 使用申請書

提出された使用申請書のデザイン案を元に審査を行ったうえで、修正をお願いする場合があります。グッズ等はデザイン使用承認通知書を受け取った後に作成を行ってください。

- [佐野ブランドキャラクター使用申請書 \(PDFファイル: 84.4KB\)](#)
- [佐野ブランドキャラクター使用申請書 \(Wordファイル: 37.0KB\)](#)
- [佐野ブランドキャラクター使用申請書\(記載例\) \(PDFファイル: 100.5KB\)](#)

## さのまるデザイン一覧

さのまるデザイン一覧は下の画像をクリック！



# 申請書の記入例

※さのまるデザインの修正をお願いすることがございますので、商品等の製作前に申請書をご提出ください。

佐野ブランドキャラクター使用申請書

令和〇年〇月〇日

佐野市長 様

〒127-0022

住 所 佐野市高砂町1番地

①

△△株式会社

氏 名 佐野丸 太郎

(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり、佐野ブランドキャラクターを使用したいので申請します。

②

|                     |                                                                                                                           |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 使用目的                | ボールペンの作製・販売                                                                                                               |
| 使用方法又は製作方法          | ボールペン本体にさのまるデザイン                                                                                                          |
| 使用期間                | 使用承認日より2年間                                                                                                                |
| 使用する数又は製作する数        | 10,000 本                                                                                                                  |
| 連絡先                 | 担当者名:佐野丸 花子 電話番号:0283-00-0000<br>E-MAIL: kohobrand@city.sannlg.jp                                                         |
| 佐野ブランドキャラクター取扱要綱の遵守 | <input checked="" type="checkbox"/> 佐野ブランドキャラクター取扱要綱を確認し、第3条(承認基準)に抵触いたしません。<br>( <input type="checkbox"/> にチェックをお願いします。) |

※販売目的の場合、以下について記載。

③

|                                  |                                               |
|----------------------------------|-----------------------------------------------|
| 商品の名称                            | 2色ボールペン                                       |
| 販売小売予定価格(税込)                     | 160円                                          |
| 販売場所<br>(番号に○をつけ販売場所を記載してください。)  | ①佐野市内 ②市内及び市外 ③ その他<br>( 市内外の自社店舗及びインターネット販売) |
| ※付書類:商品の写本(原本が添付できない場合、写真や印刷画像等) |                                               |

|       |     |  |      |  |
|-------|-----|--|------|--|
| ※市処理欄 | 受付日 |  | 整理番号 |  |
|-------|-----|--|------|--|

## ●記入する際の注意点

### ①会社・法人名称及び代表者氏名

・代表者氏名も忘れず記載してください。

### ②使用期間

・基本は承認日から2年間となります。

\*使用期間については

10ページ、20ページ Q&A →Q5

も併せてご覧ください。

### ③販売する商品について

・販売目的の場合は記載してください。

・チラシや資料に掲載するなど、販売目的以外のものについては、記載不要です。

・記入例のように、具体的な販売場所の記載をお願いします。

\*商品名称については

15ページ、21ページ Q&A →Q7 をご覧ください。



# 申請書に添付する「商品等のデザイン案」について

提出されたさのまるデザイン案の修正をお願いする場合がございます。商品等の製作はデザイン使用承認通知書を受け取った後に行ってください。

〈印刷物〉



どこに、どのようなサイズと色で使うのかを明記した**デザイン案**を提出。

〈商品〉

【デザイン案】



どのような商品になるのか**具体的なイメージの制作図**等を提出。  
(タグや台紙、ラベル等も一緒に提出)

## デザイン承認後について

- 出来上がった商品は、**完成品**または**その写真**を担当課へ郵送、持参、メールにて提出してください。

**\*こちらから完成品実物の提出をお願いする場合があります。**

- 使用期間中においても、商品のデザインや作製数の変更を行いたい場合は、改めて使用申請書を提出してください。
- 使用期間満了後において、継続して使用・販売したい場合は改めて使用申請書を提出してください。
- 使用期間満了後において、商品の在庫が残っている場合は、**当初の承認内容(商品の名称・デザイン・製作数)を変更しない限り**、申請書の再提出は不要です。在庫が無くなるまでご使用ください。

# 留意事項・使用承認できない場合

## 〈留意事項〉

1. 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処するものとし、佐野市は一切の責任を負いません。
2. 使用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにし、関係法令を遵守するとともに消費者等に誤認や誤解を与えないようにすること。
3. 使用承認は、佐野市が著作権を有するさのまるのデザイン、宣材写真を使用することを承認するものであり、使用承認を受けた者に権利は発生しません。

## 〈使用承認できない場合〉

1. 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
2. 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
3. 特定の個人、政党、宗教団体を支援または支援するおそれがあると認められる場合
4. 自己の商標及び意匠とするなど、独占的に使用または使用するおそれがあると認められる場合
5. 不当な利益を得るための利用または利用するおそれがあると認められる場合
6. デザインのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
7. 立体物で、その表現がイラストの立体物として認められない場合
8. デザインの変形やその他イラストの利用が適当ではないと認められる場合
9. その他市長が使用について適当でないと認めた場合

## ②デザインについて

佐野ブランドキャラクター取扱要綱に従って、正しく使用しましょう！



## さのまるデザインのカラーについて

- ・さのまるのカラーを変更することは一切認められません。  
必ず指定色もしくは単色でご利用ください。
- ・印刷物等で単色とする場合、**グレースケール**を前提としますが、他の色を用いる場合個別にご相談ください。袴の色のみ変更するなどといった、**パーツごとの色の変更はできません**。

指定色



単色



・ SANO : M96% Y94%  
・ 前 髪 : C12% M18% Y53%  
・ ホ ッ ペ : C7% M42% Y22%  
・ 袴 : C63% M65% Y74% K20%

・ イモフライ : C24% M47% Y83%  
・ ソース : C55% M82% Y70% K20%  
・ ベロ : M54% Y25%

\*補足：ホッペと肉球は配色が同じ

# デザインの変形について

- ・さのまるのデザインは、必ず元のデザインをそのままご利用ください。  
いかなる場合であっても、手の向きを変えることや色の変更などデザインに手を加えることは一切できません。

## ❌ 縦横比の変更



## ❌ パーツの省略



## ❌ 左右反転



- ・立体物の場合、自己解釈を行わずに  
必ず4面デザイン(デザイン: **B-1**~**B-4**または**F1**~**F4**)をもとに  
製作してください。市の監修が入ることを予めご承知おきください。

## ③商品名について

「さのまる」は佐野市のキャラクターとして中立でありますので、「さのまる愛用〇〇」などの性格付けやイメージ付けがなされるような使い方、特定企業をイメージさせるような使い方は**できません**。

**\*21ページ Q&A →Q7 も併せてご覧ください。**



・マグカップ(さのまる) ・クッキー さのまるVer. ・Tシャツ



・さのまるマグカップ ・さのまるクッキー ・さのまるTシャツ

「さのまる〇〇」といった、商品名に「さのまる」の冠を付ける際は、担当課に一度ご相談ください。



・さのまるとおそろいマグカップ ・さのまるだいすきクッキー  
・さのまる × 〇〇社コラボTシャツ



## その他注意事項①

- ・「さのまる」を会社名に使用できません。  
また、特定の企業・団体や商品を応援するような使用することや、吹き出しの表現もできませんのでご注意ください。





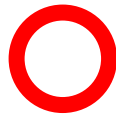
## その他注意事項②

さのまるに複数の人格をもたせることはできません。



さのまる同士が手をつないだり、遊んだりするなど、さのまるが複数いるような印象を与える使い方はできません。一つの画面に複数のさのまるを配置する場合も、親子、兄弟、友人と見間違えるような配置など、さのまるが複数いるようなデザインはしないでください。

【使用可能な事例】



総柄



ランダム



## その他注意事項③

- ・さのまるに「僕」や「拙者」などの一人称はつけられません。
- ・袴の色を変える、袴に柄を付けることはできません。
- ・上半身に衣服等を着用させる場合は、担当課との協議が必要となります。
- ・特定企業のPRにつながるような衣装等を身にまとうことはできません。



## Q&A

Q1

商品にさのまるのデザインを使用したいのですが、使用料金は発生しますか？

A1

デザイン使用に関しては、現在無料としています。

Q2

個人がさのまるのデザインを利用する場合、申請書は必要ですか？

A2

個人利用の範囲である場合、申請書の提出は不要です。  
例として、個人のX(旧Twitter)やTikTok、LINE等のSNSで、**さのまる  
デザインまたは写真**を利用する場合があります。

Q3

店内のポップにさのまるのデザインを使用したいのですが、申請書は必要ですか？

A3

個人利用の範囲を超えますので、申請書をご提出ください。

## Q&A

Q4

商品の作製と同時にタグを作製したいのですが、申請書は1通でよろしいですか？

A4

商品とタグのデザインが異なる場合は、それぞれ申請書を提出してください。

Q5

使用承認を受けた商品に使用期限はありますか？

A5

使用期間は原則承認日より2年間です。ただし、商品に在庫がある場合は期間を超えて販売をしてもかまいません。

増産をせず、デザインを変更しないもの(常設された設備等)に関しては、材質の耐用年数や設置の期間によって使用期間を2年以上にすることも可能です。一度担当課にご相談ください。

Q6

スポーツチームのユニフォームや応援旗等にさのまるのデザインを使用することはできますか？

A6

さのまるは佐野市の公式キャラクターのため、市を代表するチームと誤解されないよう使用してください。

## Q&A

Q7

「さのまる〇〇」といった商品名や店名に「さのまる」の冠を付けることはできますか？

A7

原則として屋号や店名等に「さのまる」の冠をつけることはできません。商品名にさのまるの冠をつけたい場合、担当課に一度ご相談ください。また、さのまるは佐野市のキャラクターとして中立でありますので、「さのまる愛用〇〇」などの性格付けやイメージ付けがなされるような使い方、特定企業をイメージさせるような使い方はできません。

Q8

会社の概要書や冊子等にさのまるのデザインを使用することはできますか？

A8

会社内部で使用する資料にさのまるのデザインを使用する場合は、申請書の提出は必要ありません。ただし、外部に配布する場合や一般の方がご覧になる場合は、申請書をご提出ください。

## Q&A

Q9

企業の広告としてさのまるのデザインを使用することはできますか？

A9

企業の特定キャラクターと誤解されないよう、さのまるデザインの近くにさのまるの名称と著作権表示を記載してご使用ください。

(※p6をご覧ください)

なお、さのまるの身体に企業名を入れることはできません。

Q10

名刺や看板などで会社名・団体名の入ったものとさのまるのデザインを一緒に使用することはできますか？

A10

さのまるサポーターズ企業・団体会員、佐野市内に所在する企業・団体、佐野市内に支店や営業所などを設置する企業・団体はさのまるのデザインを使用することが可能です。

それ以外の企業・団体につきましては、郷土愛デザインマークをご使用ください。ご不明な場合は、別途ご相談ください。

さのまるデザインご使用について  
ご不明な点等ございましたら、  
担当課までお気軽にご相談ください。

〒327-8501  
栃木県佐野市高砂町1  
佐野市広報ブランド推進課  
TEL:0283-27-3012  
E-mail:kohobrand@city.sano.lg.jp

